

県南広域振興局長告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年7月31日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡大迫東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市大迫町内川目第10地割30番85地先から第14地割213番地先まで	新	A 65.0～10.2 m	m 2624.8
花巻市大迫町内川目第10地割30番85地先から第14地割213番地先まで	旧	A 74.5～10.2	2624.8
花巻市大迫町内川目第10地割30番3地先から第14地割213番地先まで		B 41.5～6.0	2197.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 平成24年7月31日から同年8月31日まで